

役員及び評議員の報酬等に関する規程

社会福祉法人北叡会

役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人北叡会(以下「法人」という。)定款第九条及び第二十三条に規定に基づき、役員及び評議員の報酬(日当交通費)について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程で役員とは、定款第十六条の規定に基づく理事及び監事をいう。

(理事会及び評議員会への出席報酬)

第3条 役員が理事会に出席したとき、及び評議員が評議員会に出席したときは、別表1により日当交通費を支払うことができる。

- 2 交通費の実費が、日当交通費の額を超える場合には、その差額を支払うことができる。

(報酬)

第4条 理事長が、理事会及び評議員会以外の日において、法人業務及び法人が実施する福祉サービスの事業(以下「事業」という。)の運営のために業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を上限として支払うことができる。

- 2 常務理事が、理事会及び評議員会以外の日において理事長に命を受けて法人業務及び事業の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を上限として支払うことができる。
- 3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(監事の報酬)

第5条 監事が法人及び事業の運営状況を指導又は監査の業務にあたった場合は、別表1により日当交通費を支払うことができる。

(出張旅費)

第6条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、別表3により報酬及び旅費を支給することができる。

(法人職員給与との併給)

第7条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している役員に対しては、第3条に定める日当交通費は支給しないものとする。

(公 表)

第8条 法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改 廃)

第9条 この規程を改正または廃止する必要がある場合には、理事会及び評議員会の議決を経なければならない。

附 則

この規程は、平成22年 8月 9日から施行する。

この規程は、平成30年 1月26日から施行する。

この規程は、令和 1年10月 1日に一部改正する。

この規程は、令和 3年12月 1日に一部改正する。

この規程は、令和 4年10月 1日に一部改正する。

別表 1(第3条関係)

名称	日当交通費
理事会出席報酬等	5,000円
評議員会出席報酬等	5,000円
監事監査指導報酬等	5,000円

別表 2(第4条関係)

名称	報酬(上限)	実費弁償費
理事長業務報酬等 : 月額	上限:100,000円/月	職員通勤手当相当
常務理事業務報酬等 : 月額	上限: 80,000円/月	職員通勤手当相当

別表 3

名称	報酬(日額)	旅費
報酬及び旅費(役員)	20,000円/日	理事長相当
報酬及び旅費(評議員)	10,000円/日	理事長相当